平成２２年（フ）第１４８号
兵庫県加古川市平岡町高畑529番地の19
債務者　藤井　清美
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１５９号
兵庫県姫路市大津区天神町１丁目76番地１
債務者　服部　寛子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２６０号
兵庫県高砂市時光寺町９番１―102号、従前の住所兵庫県加古川市野口町良野128番地の４
債務者　板井　俊介
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２８１号
兵庫県姫路市東延末２丁目103番地
債務者　矢内祐見子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５０号
兵庫県西脇市黒田庄町喜多484番地の74
債務者　上月　和惠
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第５３６号
広島市南区宇品西３丁目１番39―211号
債務者　大礒　照美
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７２７号
広島県大竹市小方１丁目16番33号
債務者　中川由紀子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９号
山口県下関市川中本町２丁目１番５号　山野コーポＢ201号
債務者　小島　　勉（旧姓片倉）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
山口県下関市長府新松原町３番３号、前住所山口県下関市長府日の出町11番５号
債務者　中村　　弘
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
山口県下関市楠乃５丁目６番25号　サンビレッジ楠乃Ｃ―103号
債務者　高田　信一
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
山口県下関市長府珠の浦町21番７号
債務者　吉田信次郎
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
山口県下関市三河町９番27―21号　秀ハイツ
債務者　中村美津江
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
山口県下関市秋根新町７番９―504号　新下関団地
債務者　中澤　信二
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
山口県下関市西入江町４番10号
債務者　花谷ひろ美
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
山口県下関市後田町５丁目27番17号　コーポ後田Ａ103号、前住所山口県下関市新地町１番１―702号
債務者　築山キヌエ
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
香川県高松市観光通１丁目４番地12
債務者　横沢　洋之
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１７２号
香川県高松市宮脇町２丁目35番４石清尾団地405号
債務者　松岡　統子（旧姓額田）
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２２６号
愛媛県松山市平和通３丁目１番地２　みよハイツ303号
債務者　大窪さつき
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
松山地方裁判所